

## FB SATRep.サービス規約

FB SATRep.サービス規約（以下、「本規約」といいます。）及び「株式会社フーバーブレイン 製品サービス共通利用規約」（以下、「共通規約」といいます。本規約とまとめて「本規約等」といいます。）は、株式会社フーバーブレイン（以下、「当社」といいます。）が提供する WEB 風評対策サービス「FB SATRep.」（以下、「本サービス」といいます。）に申し込む法人その他の団体、個人事業者（以下、「申込者」といいます。）で、本サービスの申し込みを当社に承諾された者（以下、「利用者」といいます。）と当社の間において、本サービスに関する一切の関係に対して適用されるものです。本規約は、共通規約に規定する個別規約になり、本規約と共通規約は本サービスに対して、一体として適用されます。但し、本規約において、共通規約と明白に相反する内容を定めたときは、本規約が共通規約に優先するものとします。本サービスの申込者は申し込み前に必ず本規約等の内容を確認し、本規約等の内容に合意した上で本サービスに申し込むものとします。

「株式会社フーバーブレイン 製品サービス共通利用規約」：<https://www.fuva-brain.co.jp/terms/FuvaBrainCommonTerms.pdf>

### 第1条〔定義〕

本規約では、以下の用語を使用します。

1. 本サービス：WEB 風評対策サービス「FB SATRep.」をいいます。
2. 検索エンジン：本サービスが対象とする WEB 検索エンジンで、対象の検索エンジンは、Google、Yahoo!JAPAN、Bing となります。
3. 検索ワード：利用者が指定する検索エンジンにおいて検索対象となるワードをいいます。
4. 対策対象ワード：検索エンジンにおいて「検索ワード」に対して表示される関連ワード等で、利用者が指定するワードをいいます。
5. 申込プラン：利用者が本サービスで申し込みを行うもので、「成果報酬型」または「月額固定型」をいいます。
6. 成果報酬型：対策対象ワードが、当社が規定する「エビデンスデータ」において非表示（成果確認）となった日から請求が開始となるプランをいいます。
7. 月額固定型：対策対象ワードの非表示の結果に関わらず契約期間において、毎月固定額の請求が行われるプランをいいます。
8. エビデンスデータ：成果報酬型において、当社が規定する成果確認のためのキャプチャデータをいいます。

### 第2条〔禁止事項〕

利用者は、共通規約第 11 条（禁止行為）に定める行為のほか、利用者とは関係のないキーワードを「検索ワード」に指定する行為を行ってはなりません。

### 第 3 条〔成果基準〕

1. 成果報酬型の成果基準は、Google、Yahoo! JAPAN、Bing 検索で検索ワードを入力した際に成果条件を満たした当日中に保存されたエビデンスデータを基に課金対象として請求するものとします。報告の義務はないものとし、仮に報告が無くても課金対象外とはなりません。
2. エビデンスデータ仕様は以下のとおりとします。  
計測地区「東京都渋谷区」、ブラウザ「Google Chrome」  
なお、各検索エンジンのトップページを対象とし、各検索エンジンにかかるアカウントはログアウト状態で取得。
  - ・ Google 課金対象部分  
入力補助枠（検索窓のサジェスト機能による表示）  
関連ワード（「関連性の高い検索」による表示）
  - ・ Yahoo!Japan  
入力補助枠（検索窓のサジェスト機能による表示）
  - ・ Bing  
入力補助枠（検索窓のサジェスト機能による表示）
3. 利用者の PC、ブラウザ、インターネット回線、プロバイダー等、利用者環境において成果確認ができないとしても、不服を申し立てないものとします。
4. 月額固定型においては、エビデンスデータの提供は行ないません。

### 第 4 条〔対策開始日〕

1. 成果報酬型は、当社が申し込みを承諾した日の当社翌営業日から対策を開始します。
2. 月額固定型は、当社が申し込みを承諾した日の属する月の翌月一日から対策を開始します。
3. 申込プランの対策開始以降のキャンセルまたは変更はできません。

### 第 5 条〔課金開始〕

1. 成果報酬型は、指定された対策対象ワードのうちの 1 件でも成果が確認された日から課金開始とします。
2. 月額固定型は、対策開始月から課金開始とします。

### 第 6 条〔最低契約期間と契約継続について〕

1. 成果報酬型は、成果が発生した日の属する月の翌月から 3 か月間とします。

2. 月額固定型は、対策開始月から3か月間（前項の期間とあわせて、以下、「最低契約期間」といいます。）とします。
3. 最低契約期間後の契約継続においては、1か月ごとの自動更新とし、解約については、第7条に定めるものとします。

#### 第7条〔解約〕

1. 解約は、当社が解約申し込みを受け付けた日の属する月の翌月末での解約とします。
2. 最低契約期間中での解約はできません。
3. 成果報酬型において、対策開始日の属する月の翌月から6か月経過した時点で成果が確認されない場合は、利用者からの解約申し込みにより解約できるものとします。

#### 第8条〔規則等〕

当社は、本サービスを運用していく上で、利用者が遵守すべき事項を明らかにするため、本規約等に定めるものの他、必要に応じ細則等を定めることができるものとし、その内容は適切な方法で公示するものとします。

以 上

制定 2024年2月21日